

神奈川県保育賞事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、神奈川県保育賞実施要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、推せん手続等の事務取扱に必要な事項を定めるものとする。

第2 児童福祉施設の範囲

要綱第1に規定する児童福祉施設の範囲は、次の各号の一に該当する施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する公私立児童福祉施設
- (2) 法第12条に規定する児童相談所
- (3) 法第12条の4に規定する一時保護施設
- (4) その他知事が特に承認した施設

第3 ほう賞対象者の推せん範囲

要綱第3のほう賞の対象者である保育士とは、現に保育士として勤務する有資格者であって、次の各号の一に該当する者とする。ただし、児童福祉施設設置者の配偶者及びその施設長の配偶者は除くものとする。

- (1) 児童福祉施設に保育士として15年（保育士資格取得後の勤務年数をいう。以下同じ。）以上勤務している者
ただし、県内の児童福祉施設における勤務年数が10年以上であること。
- (2) その他知事が特別に承認した者

2 前項に該当する保育士が県立以外の児童福祉施設に勤務する職員である場合は、次の各号に該当する者を推せんの対象とするものとする。

ただし、その業績が極めて顕著であり、特にほう賞に値すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 年齢は、40歳以上であること。
- (2) 次のいずれかの表彰を受けていること。

ア 市町村長による表彰

イ 神奈川県社会福祉関係者等表彰

ただし、地方独立行政法人神奈川県立病院機構における児童福祉施設に勤務する職員の場合、上記ア、イのほか、当面の間、神奈川県職員功績賞要綱の規定によ

る表彰も含むものとする。

(3) 施設長代理若しくは副施設長又はこれに相当する職にないこと（児童福祉法による保育所運営費の所長未設置単価が適用されている保育所の場合に限る。）

3 第1項に該当する保育士が県立の児童福祉施設に勤務する職員である場合は、次の各号に該当する者を推せんの対象とするものとする。

(1) 年齢は、40歳以上であること。

(2) 神奈川県職員功績賞要綱の規定により、すでに表彰された者であること。

4 第1項に定める期間の計算は4月1日現在で算出するものとする。

第4 候補者推せん書

児童福祉施設の設置者又はその施設の長は、ほう賞の対象者を推せんしようとするときは、候補者推せん書（様式1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の候補者推せん書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 業績調書（様式2号）

(2) 履歴書（様式3号）

3 市町村長は、児童福祉施設の設置者又はその施設の長から推せんされた候補者について、意見書（様式4号）を作成し、候補者推せん書とあわせて、知事に提出するものとする。

ただし、県立児童福祉施設及び政令市以外に所在する私立児童福祉施設（保育所を除く。）においては、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部長が様式4号を準用して意見書作成するものとする。

4 推せん者は、推せん書を提出後、候補者の身上に異動があった場合には、直ちに異動事項を知事に報告するものとする。

第5 審査会

候補者の業績内容等を調査するため、別表に掲げる者をもって審査会を構成する。

2 審査会は、推せん者から提出された業績調書等について、主として次の事項を調査し、その結果をほう賞委員会に報告するものとする。

(1) 性行及び徳望（勤務成績を含む）

(2) 賞罰の有無

(3) 業績が顕著であると認める事項

- ア 保育技術について研修調査し、保育内容の充実に功績のある事項
- イ 災害を未然に防ぎ又は非常の際児童の安全保護に功労のある事項
- ウ 保育業務を通じて地域社会から感謝されるような善行のある事項
- エ その他、保育事業の発展に著しく貢献した事項

(4) その他参考となる事項

第6 選考

ほう賞委員会は審査会の調査結果を参考にして、8名以内に選定し、意見書を添付して知事に答申するものとする。

第7 ほう賞委員、審査員の除斥

ほう賞委員若しくは審査員は、次の場合には該当候補者にかかる選考又は審査に参加することができない。

- (1) ほう賞委員若しくは審査員が候補者として推せんされたとき。
- (2) 候補者が、ほう賞委員若しくは審査員の親族であるとき。
- (3) 候補者が、ほう賞委員若しくは審査員が設置若しくは勤務する施設の職員であるとき。

第8 死亡の場合の措置

知事は、被ほう賞者が死亡した場合には、保育章を遺族に贈るものとする。

第9 諸手続

関係書類の提出期日並びにほう賞委員会の開催等については、知事又はほう賞委員会が定めたものとする。

附 則

この要領は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。